

優良産廃業者認定制度「優良基準」

①遵法性	過去5年間（又は7年）、廃棄物処理法に基づく不利益処分を受けていないこと。
②事業の 透明性 (情報公開)	<p>次に掲げる事項を、申請日前の6月間（既に優良認定・確認を受けている者は当該認定・確認を受けた日から申請の日までの間）にわたり、インターネットで公開し、かつ、所定の頻度により更新していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人・個人に関する基礎情報 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>【法人の場合】名称／所在地／設立年月日／資本金等／代表者、役員の名・就任年月日／事業の内容（名称、資本金等、事業内容は変更履歴も）</p> </div> ・ 許可内容 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>事業計画の概要／許可証の写し</p> </div> ・ 施設及び処理の状況 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>【収集運搬業】運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況／積替保管施設ごとの面積、保管上限等／直前3年間の受入量、運搬量 【処分業】処理施設の設置場所、設置年月日、施設の種類、処理する廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造・施設の概要／施設設置許可の許可証の写し／事業場内の処理工程図／直前1年間の一連の処理行程／直前3年間の受入量、処分量／直前3年間の維持管理記録（焼却施設、廃石綿等熔融施設、PCB処理施設、最終処分場）／直前3年間の熱回収量等（焼却施設）</p> </div> ・ 直前3年間分の財務諸表 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表</p> </div> ・ 処理料金の提示方法 ・ 組織・人員配置 ・ 生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無・公開頻度
③環境配慮 の取組	事業活動に係る環境配慮の状況が、ISO14001、エコアクション21等の認証を受けていること。
④電子マニ フェスト	電子マニフェストの利用が可能であること。
⑤財務体質 の健全性	<p>次に掲げる基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去3カ年のうち任意の1年の自己資本比率が10%以上 ・ 過去3カ年の経常損益金額等の平均額が0円を超えること ・ 国税、地方税、社会保険料、労働保険料及び維持管理積立金に未納がないこと

網かけは、新たに加わった項目